

子供たちを性暴力等の加害者、被害者、傍観者にさせないための生命（いのち）の安全教育について、令和6年度の普及展開事業の二次公募開始をお知らせします。令和5年度からの3年間は性犯罪・性暴力の「更なる集中強化期間」であり、全ての児童生徒等が性暴力等に対して適切な行動がとれる力を身に付けることができるよう、全国の学校等で生命（いのち）の安全教育の推進をお願いします。

事 務 連 絡  
令和6年7月12日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課  
高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

令和6年度「生命（いのち）の安全教育推進事業」（委託事業）の  
二次公募について（周知）

平素より文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

文部科学省では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を踏まえ、令和3年度より、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育推進事業」を実施しています。

本事業では、これまで、教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、実践事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきました。また、令和4年12月には、生徒指導提要の改訂において、性犯罪・性暴力に関する対応について生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教育として、「全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育推進事業」を実施している。」

ち)の安全教育」を実施」する旨が明記されています。

このように、様々な取組を進めているところですが、性犯罪・性暴力の撲滅に向けては、取組の一層の加速が必要であることから、令和6年度は全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」の実施が更に推進されるよう、別添のとおり普及展開事業を実施し、教育委員会等（※1）が全校実施を目指す取組（※2）の支援を行います。

（※1）都道府県市区町村（首長部局）や都道府県市区町村教育委員会のほか、附属学校を設置する国立大学法人や公立大学法人、私立学校を設置する学校法人等についても、複数校・園で「生命（いのち）の安全教育」を実施するための連携体制を構築して事業を行うことができます。

（※2）都道府県や市区町村等においてモデル地域を設定して取り組むことを想定しています。例えば、所管地域のうち半数程度の学校をモデル地域とする等、部分的な実施でも可です。また、従来から既に所管地域全体で全校実施している場合も、更なる取組の発展が期待できる取組については本事業の対象となります。

この度、令和6年7月12日から8月16日まで、本事業の二次公募を実施します（以下の URL より公募情報を確認できます。）ので、本事業への申請について積極的に御検討願います。

児童生徒に対する性犯罪・性暴力が後を絶たない状況です。

「生命（いのち）の安全教育」は、児童生徒に、性暴力とは何かを具体的に教え、万一被害に遭った時は、「No」と言ってよい、逃げてよい、大人に助けを求めてよい、ということを伝える内容となっています。

また、各学校で教材研究を行いながら、授業を行うことで、教員自身が性暴力に対する理解が深まるとともに、教員と児童生徒の間に性暴力の共通認識を持つことができ、クラスのよりよい人間関係づくりにもつながります。

この機会に本委託事業への申請をご検討いただくと幸いです。

なお、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）では、令和5年度から令和7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」として、教育・啓発を含め実効性のある取組を進めることとしております。本事業への申請の有無に関わらず、全ての児童生徒等が性暴力等に対して適切な行動がとれる力を身に付けることができるよう、全国の学校等で生命（いのち）の安全教育の推進をお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く）町村教育委員会、各都道府県におかれては、市町村、保育所、認定こども園に対して、各指定都市・中核市におかれては、所轄の保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、御周知くださるようお願いいたします。

<公募情報>

文部科学省調達情報ウェブサイト「企画競争・公募等」に掲載しています。下記 URL から確認いただけます。

<https://pf.mext.go.jp/gpo3/MextKoboHP/list/kp010000.asp>

<生命（いのち）の安全教育の教材等>

文部科学省HP「性犯罪・性暴力対策の強化について」に掲載しています。

新たに、「生命（いのち）の安全教育全国フォーラム」（令和5年11月17日開催）の報告書及び行政説明資料を掲載しました。政府の取組や最新の動向のほか、教育委員会の実践事例など「生命（いのち）の安全教育」を実施する上で参考となる情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

<「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）>

<「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）>  
内閣府HPにて確認いただけます。

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/measures.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html)

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課  
男女共同参画学習室 男女共同参画推進係

電 話：03(6734)2654

Eメール：danjo@mext.go.jp